

休日加算の算定について

4月30日から5月2日の間、当院は京都府医師会指定の救急病院輪番制度に参加することになりました。つきましては、下記外来を受診された際には【休日加算】を算定することになりましたのでご承知おき願います。

H31. 3. 28
南京都病院院長

記

4/27 (土)	4/28 (日)	4/29 (月)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)
休診日	休診日	休診日 (昭和の日)	午前のみ外来診療	午前のみ外来診療	午前のみ外来診療
			休日加算を算定します		
5/3 (金)	5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)		
休診日 (憲法記念日)	休診日 (みどりの日)	休診日 (こどもの日)	休診日 (振替休日)		